

くろまぐろ遊漁の管理について

- I. 令和7年度における管理について
- II. 採捕数量の超過分・未利用分に関する考え方について

令和7年8月
水産庁

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について（4月～8月）

- 4～8月における遊漁の機会について、昨年度は19日間（4月は5日、5月はゼロ、6月は4日、7月は6日、8月は3日）、今年度は31日間（4月は8日、5月は13日、6月は4日、7月は3日、8月は3日）となっているところ。
- 他方、6、7月は採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超えている状況。

時期	4月	5月	6月	7月	8月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン※	12.8トン※	2.8トン※
採捕禁止期間	4月9日～ 4月30日	5月14日～ 5月31日	6月5日～ 6月30日	7月4日～ 7月31日	8月4日～ 8月31日
主な 採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1,J8海域
遊漁船使用割合	約7割	約7割	約7割	約6割	約6割
計測方法	「目測」が多い	「はかり」が多い	「目測」が多い		
備考	尾さ長が確認できる写真の添付は概ね履行されているが、明確に確認できる写真の提出は不十分。				

※ 令和7年8月22日（金）17：00時点

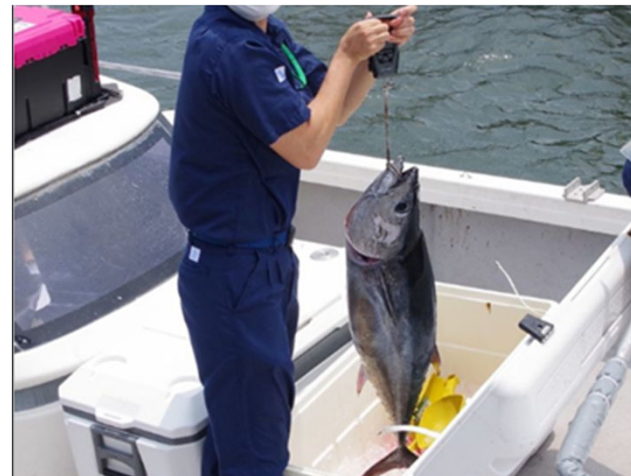
（参考）令和6年度の採捕実績（4～8月）

時期	4～5月	6月	7月	8～9月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン
採捕禁止期間	4月6日～5月31日	6月5日～6月30日	7月7日～7月31日	8月5日～9月30日
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、J8海域	J8、J7海域	J1、J8海域

2. 委員会指示違反への対応について

- 水産庁は、疑義情報等から、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処しているところ。現時点で、計6件の裏付け命令を発出。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚を採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕



立入検査の様子

3. 令和7年9月以降の管理方法について①

- くろまぐろ遊漁専門部会第1回合同会議において、令和7年度の時期別採捕数量は、毎月5トンで管理を行うこととしたところ。
- 現在の総採捕数量は、38.8トンであり、9月以降の採捕数量は21.2トン。
- 仮に、9月以降も5トンを上限に管理した場合、最大74トン近くになる可能性がある。
- 今年度も、全体の採捕数量60トン内で管理する必要。

 9月以降の管理方法を検討する必要がある。

【案1】 総採捕数量の60トンに達した時点以降は、採捕停止とする。

(例) 11月11日で60トンに達した場合は、令和7年11月12日～令和8年3月31日まで採捕禁止。

- ・現在の採捕数量では、9月以降を5トンで管理した場合、1月の採捕数量は1.2トン、2～3月の採捕数量は0トンとなる。
- ・これまでと同様の対応となる。
※ 昨年度までは、毎月の採捕数量は設定していなかったことから、2、3月の採捕数量は、概ね40トンから全海区における4月から1月までの採捕数量の累計を差し引いた数量で管理。

【案2】 9月以降の残った採捕数量を7か月（9月～3月）で均等配分する。

(例) 8月までの採捕数量が38.8トンだったため、9月以降は毎月3.0トンで管理する。

※ 9月を5トンで管理した場合、採捕数量は43.8トンになるため、10月以降は毎月2.7トンで管理となる。

- ・毎月の採捕数量が更に小さくなり、採捕数量の管理がより難しい。
- ・毎月クロマグロの採捕の機会を得ることが出来る。

3. 令和7年9月以降の管理方法について②

【案3】 9月以降の時期別採捕数量を複数月で設定し直す。

(例) 8月までの採捕数量が38.8トンだったため、9～12月、1～3月の複数月で設定し9～12月は12.1トン ($21.2\text{トン} \div 7\text{か月} \times 4\text{か月}$)、1～3月は9.0トン ($21.2\text{トン} \div 7\text{か月} \times 3\text{か月}$)で管理する。

※ 9月を5トンで管理した場合、10～12月、1～3月の複数月となり、8.1トンずつで管理する。

- 採捕できる海域を考慮して管理することができる。
- 小さい採捕数量での管理ではないため、採捕の機会が増える可能性がある。
- 採捕に関する毎月のデータは取れなくなる。



令和7年度において、毎月5トンの採捕数量としていたが、9月以降の採捕数量の調整により**採捕数量が減ってしまう分については、令和8年度で調整する必要があるのではないか。**

Ⅱ. 採捕数量の超過分・未利用分の考え方について

1. 超過分について

- 令和6年度までは、総採捕数量40トンを超えた場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から差し引いて管理している。

（例）令和4年度の総採捕数量：42.6トン

令和5年度の総採捕数量：37.4トン（40トン－2.6トン（令和4年度超過分））

 今後も同様に、総採捕数量を超えた場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から0.1トン単位で差し引くこととする。

2. 未利用分について

- 漁業においては、前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すことができる。

 漁業と同様に、未利用分が発生した場合には、当初の総採捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰り越すこととする。

（例1）令和7年度の総採捕数量が54.1トンだった場合（未利用分5.9トン）

令和8年度の総採捕数量は65.9トン（60トン＋5.9トン（令和7年度の未利用分））

（例2）令和7年度の総採捕数量が50.0トンだった場合（未利用分10.0トン）

令和8年度の総採捕数量は66.0トン（60トン＋6.0トン（令和7年度の未利用分のうち繰り越し可能な数量））